

社会福祉法人しいの実会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人しいの実会の役員及び評議員の報酬等に関する事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程で役員とは、理事及び監事をいう。

(報酬)

第3条 評議員が評議員会に出席したとき、又は評議員会以外の日において、理事長の命を受けて、法人及び施設の運営のための業務を行った場合、別表1により報酬を支払うことができる。

2 理事が理事会に出席したとき、又は理事会以外の日において、理事長の命を受けて、法人及び施設の運営のための業務を行った場合、別表1により報酬を支払うことができる。ただし、当法人の施設に勤務している理事には支給しないものとし、また、理事長については、その支払いをその出席または業務従事日の属する月の報酬分と一括して振込払いによるものとする。

3 監事が理事会及び評議員会に出席、又は法人及び施設の指導監査への立会及び運営状況の指導又は、監査の業務を行った場合、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(旅費)

第4条 役員が出張する場合の旅費については、実費を支給し、宿泊を伴う出張の場合の宿泊費は、20,000円を上限とし支給する。

附則

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成30年 6月20日から施行する。

この規程は、令和 1年 6月19日から施行する。

この規程は、令和 8年 6月18日から施行する。

別表1 役員等の報酬・費用弁償

役職名	支給方法	支給時期	報酬・費用弁償
理事長	振込	毎月	月額¥15,000税別（交通費こみ） 理事会・評議員会に出席の際は1回につき ¥5,000税別（交通費こみ）も合わせて 振込とする 別当（現物）については出席の都度
理事	現金	出席の 都度	1回につき ¥5,000税別（交通費こみ）＋別当（現物）
評議員	現金	出席の 都度	1回につき ¥5,000税別（交通費こみ）＋別当（現物）
監事 （税理士等の会計有資格者）	現金	出席の 都度	1回につき ¥10,000税別＋交通費＋別当（現物）
監事 （税理士等の有資格者以外）	現金	出席の 都度	1回につき ¥5,000税別（交通費こみ）＋別当（現物）
選任解任委員 （外部委員）	現金	出席の 都度	1回につき ¥5,000税別（交通費こみ）＋別当（現物）